外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件

（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第六号）

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を次のように定め、令和二年五月八日から適用する。

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　対内直接投資等　外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。

二　外国投資家　法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。

三　上場会社等　法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。

四　子会社　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。

五　対象事業　対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）に属する事業をいう。

六　親会社　会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。

七　特定親会社　上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であって対象事業を営むもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。

八　発行会社等　発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって対象事業を営むものをいう。

九　秘密技術関連情報　発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員を言う。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。

十　金融商品取引業者　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。

十一　議決権等行使等権限　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（以下「令」という。）第二条第四項第一号に規定する議決権等行使等権限をいう。

十二　特定業種　令第三条の二第二項第三号に規定する特定業種をいう。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二　外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案してはならない。

三　外国投資家は、対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

イ　秘密技術関連情報であることを知りながら、当該秘密技術関連情報を取得すること（発行会社等が自主的に提供した場合であって、その提供を受けた目的及び条件の範囲内で当該秘密技術関連情報が利用される場合を除く。）

ロ　秘密技術関連情報であることを知りながら、当該秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案すること

ハ　秘密技術関連情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更を提案すること（（１）から（３）までに掲げる要件のいずれにも該当することが客観的に明らかである場合又はロに掲げる行為に該当する場合を除く。）

（１）　法令又は当該発行会社等が一方の当事者となる契約その他の取決めに違反しないこと
（２）　イ又はロに掲げる行為を行うことを容易にしないこと
（３）　秘密技術関連情報の管理を強化すること
四　外国投資家は、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。
五　命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。
イ　非公開情報であることを知りながら、当該情報を取得すること（発行会社等が自主的に提供した場合であって、その提供を受けた目的及び条件の範囲内で当該情報が利用される場合を除く。）
ロ　非公開情報であることを知りながら、当該情報の自己又は第三者への開示を提案すること
ハ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更を提案すること（（１）から（３）までに掲げる要件のいずれにも該当することが客観的に明らかである場合又はロに掲げる行為に該当する場合を除く。）
（１）　法令又は当該発行会社等が一方の当事者となる契約その他の取決めに違反しないこと
（２）　イ又はロに掲げる行為を行うことを容易にしないこと
（３）　非公開情報の管理を強化すること
六　命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。
（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外）
第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに行った直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第一号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更若しくは中止を命じられていないもの又は自ら若しくは他のものを通じて提出した議案に係る場合以外のものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）又は財務大臣及び事業所管大臣においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該発行会社等のうち当該発行会社以外の会社の取締役若しくは監査役に就任することについて法第二十七条第三項第一号イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないと財務大臣及び事業所管大臣が認めたものに係るものを行う場合　前条第一号

二　法第二十七条の二第一項の規定により第二十七条第一項の規定による届出をせずに行った直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

三　金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。以下同じ。）を行うもの若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又はこれらの法令に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。）を受けて第一種金融商品取引業若しくは銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。）に類する事業を営むもので、かつ、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の四第一項第二号に掲げる措置と同等の措置（次号において「利益相反管理のための措置」という。）を講じなければならないとされているもの（以下「第一種金融商品取引業者等」という。）が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合　前条第三号イ及びロ

四　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務等」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門（投資銀行業務等を行う部門（以下この号及び第六号において「投資銀行部門」という。）又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の保有及び売買を行うものであって自己の名義

で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門（以下この号において「自己勘定投資部門」という。）がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く（自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。）。第六号において同じ。）に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等（同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。第六号において同じ。）に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第三号イ及びロ

五　第一種金融商品取引業者等が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報を取得する場合　前条第五号イ及びロ

六　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門に非公開情報を提供しないこと及び発行会社等に対して非公開情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業社等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行為等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第五号イ及びロ